

【表紙】

【提出書類】 親会社等状況報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月28日

【事業年度】 第10期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

【会社名】 ミネルヴァ債権回収株式会社

【英訳名】 Minerva Collection Agency Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阿部 二郎

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号

【電話番号】 050-5833-9065

【事務連絡者氏名】 管理部長 今井 光明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号

【電話番号】 050-5833-9065

【事務連絡者氏名】 管理部長 今井 光明

【提出子会社名】 株式会社フォンツ・ホールディングス

【提出子会社代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏

【提出子会社本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目1番15号

【縦覧に供する場所】 株式会社フォンツ・ホールディングス
（東京都港区西新橋一丁目1番15号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

普通株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)				1			1	2
所有株式数 (株)				24,300			25,700	50,000
所有株式数の割合 (%)				48.6			51.4	100.0

A種優先株式

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)							1	1
所有株式数 (株)							10,000	10,000
所有株式数の割合 (%)							100.0	100.0

(2)【大株主の状況】

所有株式数

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
戸田 泉	東京都渋谷区	35,700	59.5
弁護士法人ITJ法律事務所	東京都港区西新橋一丁目1番15号	24,300	40.5
計		60,000	100.0

(注) A種優先株式10,000株(無議決権)を戸田 泉氏が保有しております。

所有議決権数

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権の割合(%)
戸田 泉	東京都渋谷区	25,700	51.4
弁護士法人ITJ法律事務所	東京都港区西新橋一丁目1番15号	24,300	48.6
計		50,000	100.0

(注) 1 所有議決権数は、各株主の所有する当社普通株式に係る議決権の数です。

2 戸田泉氏が所有するA種優先株式10,000株は議決権のない株式であるため、加算されません。

2【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	阿部 二郎	昭和48年 8月9日生	平成13年3月 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業 平成14年7月 行政書士登録 平成16年3月 弁護士法人ITJ法律事務所入所 平成22年7月 弁護士法人ITJ法律事務所入所 事務局長就任 平成22年9月 当社 監査役(現任) 平成23年12月 マルマン(株) 監査役(現任) 平成24年6月 当社代表取締役就任	(注3)	
取締役	会長	小野間史敏	昭和39年 12月19日生	平成2年4月 日商岩井(株)(現、双日(株))入社 平成15年7月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員企業再生部長 平成18年3月 ビーター商事(株)代表取締役社長 平成18年4月 当社代表取締役社長 平成19年5月 アイシス・パートナーズ(株)代表取締役社長 平成22年4月 アイシス・パートナーズ(株)取締役(現任) 平成22年10月 ダイキサウンド(株)代表取締役社長就任 (現 株)フォント・ホールディングス 平成22年12月 当社取締役会長(現任) 平成23年3月 株)フォント・ホールディングス 代表取締役社長就任(現任) 平成23年5月 ダイキサウンド(株)取締役(現任) 平成23年11月 株)フォント・コアファンクション取締役 平成24年5月 株)フォント・コアファンクション代表取締役 (現任)	(注3)	

取締役	副社長	森木陽一	昭和41年 11月4日生	平成2年4月 日商岩井(株)(現、双日(株))入社 平成15年7月 ブルデンシャル生命保険(株)入社 平成19年10月 当社入社 事業再生支援部 副部長 平成20年10月 当社事業再生支援部長 平成21年5月 ダイキサウンド(株) 取締役 (現 (株)フォンツ・ホールディングス) 平成21年11月 ダイキサウンド(株) 監査役 平成22年6月 当社取締役 平成22年12月 当社代表取締役社長 平成22年12月 アイシス・パートナーズ(株)代表取締役(現任) 平成23年3月 (株)フォンツ・ホールディングス常勤監査役 (現任) 平成24年6月 当社取締役副社長就任	(注3)	
取締役	弁護士	高崎玄太郎	昭和42年 2月10日生	平成6年4月 坂口・山本法律事務所入所 平成9年4月 寺本合同法律事務所パートナー 平成12年7月 高崎法律事務所開設 平成14年4月 紀尾井坂法律特許事務所パートナー(現任) 平成19年4月 当社取締役弁護士(現任)	(注1、 3)	
取締役	社外	勝又祐一	昭和44年 1月21日生	平成12年10月 森田昌昭法律事務所入所 平成13年10月 ひらお法律特許事務所入所 平成16年10月 フロンティア法律事務所パートナー(現任) 平成19年4月 当社監査役(現任)	(注1、 3)	
監査役	社外	玉木栄三郎	昭和47年 11月29日生	平成12年3月 東京医科歯科大学医学部 大学院博士過程修了 平成17年4月 イーキャッシュ(株) 代表取締役 平成18年2月 Microsoft Corporation Regional Director就任 平成22年3月 合同会社 玉木栄三郎事務所 代表社員 平成24年1月 イーキャッシュ(株) 退社 平成24年6月 当社監査役就任	(注2、 4)	
監査役	社外	百瀬井一	昭和43年 8月15日生	平成5年3月 中央大学法学部法律科卒業 平成15年10月 弁護士登録 新銀座法律事務所入所 平成16年7月 千代田麹町法律事務所入所 平成18年5月 弁護士法人ITJ法律事務所入所 平成23年2月 当社監査役(現任)	(注2、 4)	
監査役	社外	小松利之	昭和44年 1月26日生	平成7年3月 同志社大学卒業 平成12年3月 弁護士登録 平成21年4月 弁護士法人ITJ法律事務所 入所 平成24年6月 当社監査役就任	(注2、 4)	
計						

- (注) 1 取締役高崎玄太郎氏及び勝又祐一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役玉木栄三郎氏及び百瀬井一氏並びに小松利之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、定款の定めに基づき平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役の任期は、定款の定めに基づき平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第2 【会社法の規定に基づく計算書類等】

1 【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2 【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3 【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本等変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に

添付しております。

- 4 【個別注記】
会社法の規定に基づく個別注記の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。
- 5 【事業報告】
会社法の規定に基づく事業報告の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。
- 6 【附属明細書】
会社法の規定に基づく附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月7日

ミネルヴァ債権回収株式会社
取締役会 御中

降？ 公認会計士事務所
公認会計士 降？ 京二 印

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネルヴァ債権回収株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、当年度に退職した社員との間で訴訟が発生していたが、平成24年6月4日に1,000万円支払うことで和解が成立した。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人降旗公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年6月14日

ミネルヴァ債権回収株式会社 監査役会
常勤監査役 阿部 二郎

監査役 勝又 祐一

監査役 百瀬 井一

（注）監査役勝又祐一及び、監査役百瀬井一は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（親会社等状況報告書提出会社）が別途保管しております。